5類感染症移行後の学校における新型コロナウイルス感染症への対応について

このことにつきましては、今後の対応を下記のとおりといたしますので、お知らせいたします。保護者の皆様におかれましては、今後とも学校の教育活動に御理解と御協力をお願いいたします。

1 出席停止となる場合

- ・児童生徒の陽性が判明した場合
- 児童生徒に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がみられ医師等により登校を控えるよう指示された場合
- 医療的ケアを必要とする児童生徒及び基礎疾患等があり重症化するリスクが高い児童生徒について、主治医の見解を保護者に確認の上、校長が登校すべきでないと判断する場合
- 保護者から感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒について、同居家族に高齢者や基礎 疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長 が判断する場合

2 出席停止期間

陽性者(有症状の場合)

発症した後5日が経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。

陽性者 (無症状の場合)

- ・陽性が判明した検査の検体採取日をO日として5日が経過するまで。
- ※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。
- ※出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。

3 濃厚接触者の取扱いについて

・令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われない。

4 隔時休業について

学校で感染者が発生した場合は、学校の全部又は一部の臨時休業を行うか学校医の助言等を踏まえて学校の設置者(南島原市教育委員会)が判断します。

学級閉鎖

以下のいずれかの状況に該当し、かつ、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施します。学級閉鎖の期間は、5日程度(土日祝日を含む。)を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断します。

- ①同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合。
- ②その他、設置者で必要と判断した場合。
 - ※ただし、感染可能期間に学校に来ていない者の発症は除きます。

学年閉鎖

• 複数の学級を閉鎖し、かつ、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施します。

学校全体の臨時休業

数の学年を閉鎖し、かつ、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業 を実施します。